

庁議の概要

開催日 平成 24 年 3 月 21 日 (水)

◎項 目

- 1 平成 24 年度定期人事異動等について【総務部】
- 2 集落調査の概要について【産業振興推進部】
- 3 交通死亡事故多発全県警報の発令について【文化生活部】
- 4 交通死亡事故の発生状況等について【警察本部】
- 5 高知県暴力団排除条例の適用と効果的活用について【警察本部】

◎内容

- 1 平成 24 年度定期人事異動等について【総務部】

総務部から、平成 24 年度定期人事異動等について概要説明を行った。

- 2 集落調査の概要について【産業振興推進部】

産業振興推進部から、集落調査の概要について概要説明を行った。

【調査概要】

○集落データ調査（従来からの調査）

- ・H22 国勢調査の結果を踏まえた市町村や集落ごとの人口、世帯、高齢化率等について調査・分析を実施。

○集落实態調査（新たな調査）

- ・集落聞き取り調査

集落のコミュニティ活動や生活等の実態について、地区長等の代表者に面会し、聞き取り調査を実施。

- ・世帯アンケート調査

1,359 集落の中から、各市町村と協議し、2～3 集落を抽出して、アンケート調査を実施。（住民の思いを反映）

【集落聞き取り調査の概要】

- ・地域の愛着・自慢 6割強が「強く愛着を感じる」と回答。「多少感じている」の3割と合わせ、9割を超える集落が地域への愛着を感じている。
- ・集落の活性化に向けた取り組み 4割強が「住民のやる気」を重視。「近隣の集落との協力」、「集落内外の若者の力」「リーダーの存在」がそれに続く。
- ・近隣の集落の連携 約8割が「既に行っている」と回答。「今後行いたい」と回答した集落の17%と合わせ、9割を超える集落が集落連携に前向き。
- ・移住者の受け入れ 約7割が「受け入れたい」と回答。
- ・リーダー・後継者 約4分の3が「リーダーがいる」、6割が「後継者がいる」と回答。
- ・集落の今後 6割を超える集落が「今より衰退している」と回答。さらに5.3%の集落が「一部の小集落が消滅している」、6.0%の集落が「集落が消滅している」と回答しており、全体の8割近くの集落がその将来について悲観的。
- ・交流事業・特産品づくりの取り組み 14.2%が「既に取り組んでいる」、12.1%が「今後取り組みたい」と回答。約6割の集落が「取り組みたくない」と回答しており、全体的には消極的。
- ・飲料水の確保についての課題 約5割が「施設の維持管理」と回答。約4割が「高齢化

等による管理人員の不足」と回答。

- ・生活用品の確保についての課題 約6割の集落が「困っている、課題がある」と回答。その内容は、「移動手段がない、少ない」(557件)、「近くに店舗がない、少ない」(174件)、「移動販売が少ない、なくなる」(152件)ことを課題として指摘。
- ・日常生活で不便に感じていること 「移動手段の確保」(377件)、「道路の舗装、街灯、ミラー、ガードレール等の整備」(368件)について多くの集落が指摘。
- ・見守り活動 約半数の住民が「地域住民同士の支え合いによる見守り」が重要だと認識。多くの集落で、行政等のサービスよりは、地域の支え合いなど地域主導による取り組みを重要視。
- ・高齢者や障害者の不安 「急病時の対応」や「病気の心配」などによる「健康面のこと」への不安が約7割、「年金の不足」や「農業所得の減少」など「経済的なこと」への不安が約5割。

【来年度に向けた対応】

- ・地域の思いを反映し、様々な課題を解決するため集落活動センターとして、集落活動の拠点づくりを全庁を挙げて推進していく。

(知事)

- ・中山間対策は所管理事が全体のコーディネーター役となり、全庁を挙げて取り組む。各部局それぞれが徹底して集落活動センターに注力すること。

3 交通死亡事故多発全県警報の発令について【文化生活部】

4 交通死亡事故の発生状況等について【警察本部】

文化生活部及び警察本部から、それぞれ概要説明を行った。

【概要】

(文化生活部)

- ・県内では交通事故により、年初から3月13日までに15の方が亡くられており、特に2月28日から3月12日までの14日間に、7件の交通死亡事故が発生している。このため、平成24年3月13日に「交通死亡事故多発全県警報」を発令した。
- ・年度末から初めは入学、就職等で人の動きが激しくなるので交通安全の徹底をお願いする。

(警察本部)

- ・15件の死亡事故のうち、12件が17時台から午前2時台に発生しており、夕方から深夜にかけての死亡事故が多い。
- ・自動車に乗って亡くなった方8人のうち、シートベルトを着用していなかった方が5人おり、着用していれば命を失うことまではなかったのではないかと考えられる。
- ・対策としては、県民の皆様への積極的な広報、街頭活動、重点的な交通指導取り締まり、高知南中・高生と連携した運動などを実施。

5 高知県暴力団排除条例の適用と効果的活用について【警察本部】

警察本部から、高知県暴力団排除条例の適用と効果的活用について概要説明を行った。

【概要】

- ・これまでみかじめ料を払っていた飲食店経営者から縁を切りたいという相談があり、高知県暴力団排除条例を適用した。
- ・今後も条例違反の疑いがあれば、積極的に調査した上で、厳正に「勧告・公表」を行い、

あらゆる業界、事業者と暴力団との悪しき関係を断ち切り、暴力団の資金源を遮断するよう強い姿勢で取り組む。また、県・警察間で連携・協力を行い、引き続き、県の事務・事業からも暴力団排除を徹底するとともに、市町村事業にも広めていく。